

令和 8 年度

地域整備方向検討調査

中田二期地域事業構想その他検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査 中田二期地域事業構想その他検討業務(以下「本業務」という。)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査「中田二期地域」に係る事業計画の策定に向けた事業構想案の検討及び概算事業費の算定等を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、宮城県登米市中田町地内他であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度(測量・建設コンサルタント等契約)の一般競争(指名競争)参加資格の確認を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
- 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
- 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
- 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
- また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
- 特別仕様書第4-1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録
- 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
- 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

- 第1－6条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
 - (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
 - (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
 - (4) 業務成果物のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－7 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(照査技術者)

第 1－9 条 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

- (1) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。また、作成した照査報告書は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
 - 1) 業務計画作成時
 - 2) 事業構想案の追加検討及び概算事業費の精査段階
 - 3) 事業構想案の取りまとめと整備構想図の作成段階
 - 4) 要約資料の作成段階
 - 5) 報告書原稿作成段階
 - 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合
- (2) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－11 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－12 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求のあった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2－1 条 本業務の実施に当たっての作業条件は、次のとおりである。

(1) 対象面積 3,921.9ha (令和 4 年 4 月 1 日時点の土地改良賦課台帳データによる)

(2) 取水口の位置

大泉揚水機場 宮城県登米市中田町上沼字大泉天神山 107 番 3 地先(北上川右岸)

水越揚水機場 同県同市同町浅水字下川面 163 番 3 地先(北上川右岸)

(3) 最大取水量等

期 間		非かんがい期	代かき期	普 通 期	年間総取水量
区 分		4 月 5 日～ 4 月 25 日	4 月 26 日～ 5 月 10 日	5 月 11 日～ 9 月 5 日	
本 取 水 口	大泉揚水機場	3.334 m ³ /s	9.147 m ³ /s	8.133 m ³ /s	63,240 千 m ³
	一日最大取水量	38,000 m ³ /d	—	—	—
	水越揚水機場	1.875 m ³ /s	3.750 m ³ /s	3.750 m ³ /s	41,440 千 m ³
	一日最大取水量	15,000 m ³ /d	—	—	—

(4) 対象施設

対象施設	設 計 諸 元
大泉揚水機場 (導水路を含む)	・ 設計最大取水量 $Q_{\max}=10.001\text{m}^3/\text{s}$ (水利権上の取水量は $9.147\text{m}^3/\text{s}$) ・ 横軸斜流ポンプ $\phi 1300 \times 3$ 台 ・ 取水位 KP 4.40m ・ 導水路延長 $L=234.90\text{m}$

対象施設	設 計 諸 元
水越揚水機場 (取水樋管等を含む)	・設計最大取水量 $Q_{\max}=3.750\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸斜流ポンプ $\phi 900 \times 2$ 台 ・取水位 KP 4.40m ・取水樋管及び導水路延長 $L=118.61\text{m}$
桜場揚水機場	・最大流量(補水量) $Q_{\max}=1.465\text{m}^3/\text{s}$ ・横軸軸流ポンプ $\phi 500 \times 3$ 台
大泉幹線用水路	・総 延 長：$L=11,437.55\text{m}$ (開渠 $L=8,100.77\text{m}$、管水路 $L=2,640.52\text{m}$、その他施設(分土工、沈砂池工、付帯工等) $L=696.26\text{m}$) ・開 渠 区 間：最大断面区間 (B4.05m$\times$W3.70m$\times$H2.55m、設計最大流量 $Q_{\max}=10.001\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 (B2.80m$\times$W2.60m$\times$H1.80m、設計最大流量 $Q_{\max}=2.336\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間：最大断面区間 ($A=3.142\text{m}^2$、$V=0.943\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.943\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($A=2.545\text{m}^2$、$V=0.868\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.208\text{m}^3/\text{s}$)
水越幹線用水路	・総 延 長：$L=4,072.83\text{m}$ (開渠 $L=3,484.19\text{m}$、管水路 $L=248.82\text{m}$、その他施設(分土工、沈砂池工、付帯工等) $L=339.82\text{m}$) ・開 渠 区 間：最大断面区間 (B2.80m$\times$W2.60m$\times$H1.80m、設計最大流量 $Q_{\max}=3.750\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 (B2.80m$\times$W2.40m$\times$H1.40m、設計最大流量 $Q_{\max}=1.543\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間：$(A=2.254\text{m}^2$、$V=0.997\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.260\text{m}^3/\text{s})$
石森幹線用水路	・総 延 長：$L=1,915.45\text{m}$ (開渠 $L=1,358.41\text{m}$、管水路 $L=506.35\text{m}$、その他施設(分土工、その他付帯工等) $L=50.69\text{m}$) ・開 渠 区 間：最大断面区間 (B2.40m$\times$W2.00m$\times$H2.00m、設計最大流量 $Q_{\max}=2.231\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 (B2.10m$\times$W1.70m$\times$H1.70m、設計最大流量 $Q_{\max}=1.462\text{m}^3/\text{s}$) ・管水路区間：最大断面区間 ($A=1.269\text{m}^2$、$V=1.878\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=2.231\text{m}^3/\text{s}$) 最小断面区間 ($A=0.634\text{m}^2$、$V=2.530\text{m}/\text{s}$、設計最大流量 $Q_{\max}=1.462\text{m}^3/\text{s}$)

(適用する図書)

第2-2条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水(水田)」	農林水産省	令和6年3月
2	土地改良事業計画設計基準 計画「排水」	農林水産省	令和7年4月

3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	農林水産省	平成 30 年 5 月
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「パイプライン」	農林水産省	令和 3 年 6 月
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」	農林水産省	平成 26 年 3 月
6	土地改良事業設計指針「耐震設計」	農林水産省	平成 27 年 5 月
7	農業水利施設の機能保全の手引き	農業農村整備部会 技術小委員会	令和 5 年 4 月
8	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場（ポンプ設備）」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成 25 年 4 月
9	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成 25 年 5 月
10	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成 28 年 8 月
11	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農業農村整備部会 技術小委員会	平成 28 年 8 月

(参考図書)

第 2－3 条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次のとおりによるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
2	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（開水路編）	農村振興局 整備部設計課	令和 5 年 3 月
3	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（パイプライン編）	農村振興局 整備部設計課	平成 29 年 4 月

(貸与資料)

第 2－4 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	国営中田農業水利事業 事業誌	1 式
2	国営中田農業水利事業 事業成績書	1 式

番号	貸 与 資 料	数 量
3	国営中田農業水利事業 出来形図面	1 式
4	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農計画調査その他業務 報告書	1 式
5	令和 5 年度 国営造成施設ストックマネジメント推進事業 中田地区水越揚水機場他機能診断業務 報告書	1 式
6	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域水越揚水機場取水樋管改修対策検討業務 報告書	1 式
7	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域大泉揚水機場他改修対策検討業務 報告書	1 式
8	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域用排水計画検討業務 報告書	1 式
9	令和 7 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域事業構想検討その他業務 報告書	1 式
10	河川法第 95 条協議 国営中田地区 水利使用協議図書（令和 7 年 1 月 15 日付け同意）	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－3 条及び第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （5）貸与資料については、第三者に情報が漏洩しないようセキュリティ管理を徹底すること。

（関連業務）

第 2－6 条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図ること。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和 8 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農構想検討その他業務	令和 8 年 4 月 ～令和 9 年 2 月
2	令和 8 年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域排水計画調査検討業務	令和 8 年 5 月 ～令和 8 年 11 月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量
1. 準備作業	1 式
2. 用水事業構想案の検討	1 式
3. 要約資料の作成と意見集約等	1 式
4. 照査	1 式
5. 点検取りまとめ	1 式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員の指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 作業の実施段階において、事業構想案を関係機関に説明し意見等を聞き取る予定であり、その際には資料作成及び資料の説明を求めることがある。
- (3) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (4) 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（事業構想案の追加検討及び概算事業費の精査段階）

第3回 中間打合せ（事業構想案の取りまとめと整備構想図の作成段階）

第4回 中間打合せ（要約資料の作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5－1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) | 正副 2 部 |
| (2) 成果物の出力 (図面出力含む) | 1 部 (市販のファイル綴じで可) |

(成果物の提出先)

第 5－2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 3 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6－1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2－1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に追加が生じた場合
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第 6－2 条 業務スライドの試行については、次のとおりである。

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国

内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。

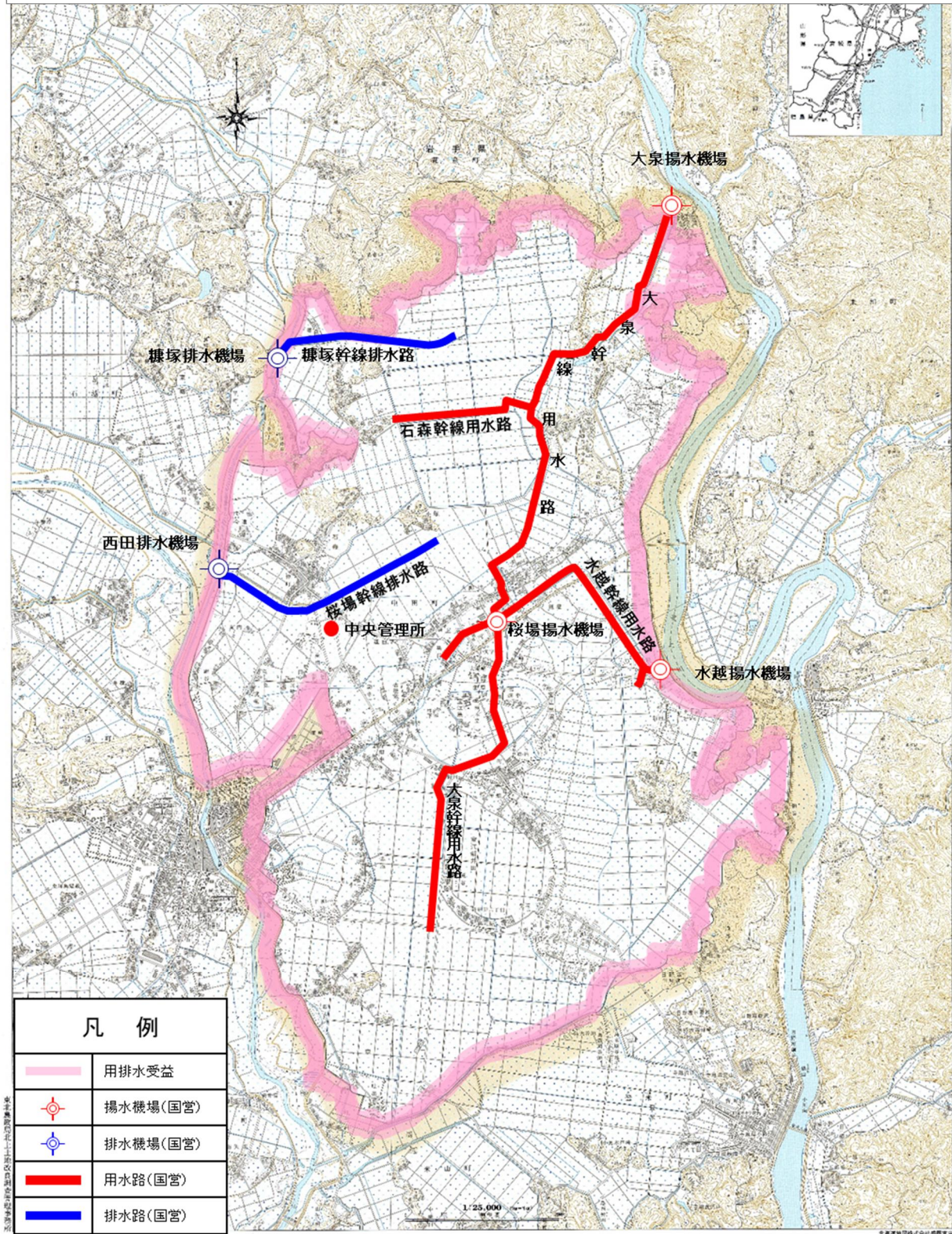
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相應する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者または受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

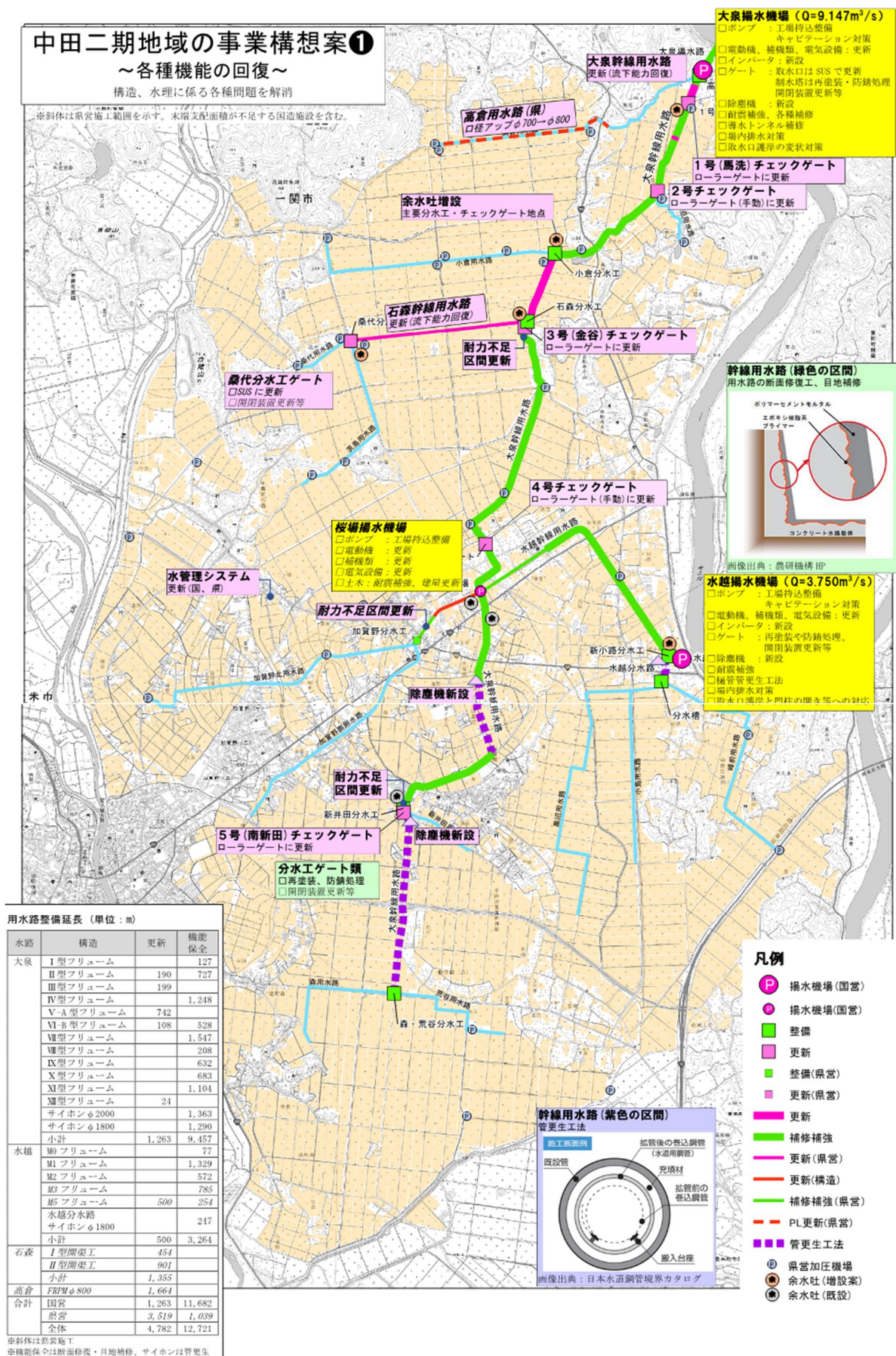
令和 8 年度 地域整備方向検討調査
中田二期地域事業構想その他検討業務 位置図



【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から作業に必要な資料を収集・把握し、作業計画を樹立する。	○
1-2. 現地調査	本業務の作業に必要な施設等の状況を把握するため、現地調査を行う。	○
2. 用水事業構想案の検討		
2-1. 問診調査	施設管理者である北上川沿岸中田地区土地改良区から、用水施設の利用及び管理にかかる課題・改修要望等を聞き取り、施設毎に整理する。	○
2-2. 事業構想案の追加検討及び概算事業費の精査	過年度に検討した用水事業構想案に関し、北上川中田地区土地改良事業推進協議会（以下「事業推進協議会」という。）で抽出する複数案について、事業推進協議会の意見等を踏まえた追加検討を行うとともに概算事業費を精査する。 なお、複数案は別紙参考に示す「案①（各種機能の回復）」及び「案③（管理施設の最小化）」を想定している。	○
2-3. 事業構想案の取りまとめと整備構想図の作成	2-2. の検討結果を取りまとめ、用水事業構想案（2案）の整備構想図（地区全体の構想図と施設別の構想図）を作成する。	○
3. 要約資料の作成と意見集約等	用水事業構想案について、事業推進協議会等に説明を行うための要約資料を作成し、説明時は発注者とともに対応（3回程度）する。 また、事業推進協議会から出された意見等を集約する。	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙参考「案①（各種機能の回復）」



別紙参考「案③（管理施設の最小化）」

中田二期地域の事業構想案③

～管理施設の最小化～

水越揚水機場を大泉揚水機場に統合、大泉幹線用水路の一部をパイプライン化し、県営加圧機場の大半を廃止

※斜体は県営施工範囲を示す。末端支配面積が不足する国営施設を含む。

